

(証券コード 8986)

(発信日) 2023年12月5日
(電子提供措置の開始日) 2023年12月4日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号
大和証券リビング投資法人
執行役員 浦田喜雄

第15回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第15回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2023年12月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第24条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、**当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

(本投資法人現行規約抜粋)

第24条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第15回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.daiwa-securities-living.co.jp/investor/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願いします。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

記

1. 日 時 2023年12月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー 17階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を行う場合がございます。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。また、今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更がある場合には本投資法人のホームページ (<https://www.daiwa-securities-living.co.jp/>) に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいませようようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記のインターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトに、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2023年9月期(第35期)の決算説明会動画及び決算説明資料は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<https://www.daiwa-securities-living.co.jp/>) にてご覧いただくことができます。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 規約変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、同日付で、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人規約においてその旨を確認的に規定するものです。また、電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲に関して、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）により記載しないことが許容される事項についてはその全部又は一部を記載しないことができるようにするための規定を追加するものです（現行規約第19条関係）。
- (2) 本投資法人は、現行規約第24条において、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。
しかしながら、投資主総会において、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案については、実際に議決権を行使した投資主の意思をより直接的に反映させるため、現行規約第24条及び投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨を規定するものです（現行規約第24条関係）。

2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現行規約	変更案
<p>第19条 (投資主総会の招集) 1～2. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 (投資主総会の招集) 1～2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>4. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第24条 (みなし賛成) 1. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>	<p>第24条 (みなし賛成) 1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。</u> <u>(1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任</u> <u>(2) 規約の変更 (但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。)</u> <u>(3) 解散</u> <u>(4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認</u> <u>(5) 投資法人による資産運用委託契約の解約</u></p> <p>3. <u>第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員浦田喜雄の任期は、本投資主総会の終結の時までとなっていますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び規約第28条第1項但書の規定を適用し、就任する2023年12月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、2023年11月22日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
あくざわ てつ お 阿久沢 哲 夫 (1962年1月30日)	1985年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）入社
	2005年7月 株式会社大和証券グループ本社 IR室長
	2008年6月 同社 人事部長
	2010年4月 同社 執行役 法務担当 兼 人事副担当（秘書室、人事部、法務部管轄 兼 秘書室長 兼 人事部長）
	2011年4月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社（現 大和証券株式会社）執行役員 グローバル・エクイティ・セールス担当
	2012年4月 大和証券株式会社 執行役員 エクイティ担当 兼 リサーチ担当
	2013年4月 株式会社大和証券グループ本社 常務執行役員 アジア・オセアニア担当 兼 大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド 会長 兼 大和証券キャピタル・マーケットシンガポールリミテッド 会長
	2015年4月 株式会社大和ファンド・コンサルティング 代表取締役社長
2022年4月 同社 退任	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、規約第28条第1項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び規約第28条第1項但書の規定が適用されます。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第28条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、本議案は、2023年11月22日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
にし がき よし き 西 垣 佳 機 (1969年1月28日)	1992年 4 月 シティトラスト信託銀行株式会社 入社
	2004年 5 月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ 入社
	2006年 2 月 株式会社ダヴィンチ・セレクト (現 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社) 転籍
	2007年 3 月 同社 IR総合企画部長
	2008年 3 月 同社 代表取締役社長
	2008年11月 大和証券オフィス投資法人 執行役員
	2010年 5 月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長
	2011年 2 月 同社 代表取締役副社長 助言業務部長
	2012年 4 月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長
	2013年10月 同社 代表取締役副社長 営業推進部長 兼 ファンド運用部長
	2014年 4 月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長
	2017年 4 月 同社 代表取締役副社長 ファンド本部長 兼 ファンド運用部長
	2019年 4 月 同社 代表取締役副社長 ファンド本部長
	2021年 6 月 同社 代表取締役副社長 ファンド本部長 兼 サステナビリティ推進室長
2022年 4 月 同社 代表取締役社長 投資運用本部長 (現任)	

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役社長であります。
3. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記の他、特別の利害関係はありません。
4. 上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
5. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員高井章光及び中田ちず子の任期は、本投資主総会の終結の時までとなっていますので、監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案における監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する投信法第99条第2項及び規約第28条第1項但書の規定を適用し、就任する2023年12月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職 及び本投資法人における地位
1	たか い あき みつ 高井章光 (1968年6月5日)	1995年4月 あさひ法律事務所（現 あさひ法律事務所、西村・あさひ法律事務所）入所 1999年6月 須藤・高井法律事務所 共同パートナー 2010年9月 ジャパンサイクル株式会社 監査役（現任） 2016年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外監査役（現任） 高井総合法律事務所 代表（現任） 2017年6月 株式会社NEW ART HOLDINGS 社外監査役（現任） 2020年11月 株式会社コジマ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年2月 株式会社ノダ 社外取締役（現任） 2021年12月 本投資法人 監督役員（現任）
2	なか た ちず こ 中田ちず子 (1956年9月29日)	1981年11月 クーパース・アンド・ライブランド会計事務所入所 1984年3月 公認会計士登録 中田公認会計士事務所 代表（現任） 1996年7月 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役（現任） 2000年5月 税理士登録 2014年8月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 2015年12月 日本農薬株式会社 監査役 2020年4月 本投資法人 監督役員（現任） 2020年6月 日本農薬株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者は、現在、いずれも本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者は、いずれも現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。また、上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、いずれも引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第24条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

<× 毛 欄>

第15回投資主総会会場ご案内図

会場	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 Grantウキョウノースタワー 17階	
最寄駅	JR線 東京駅より(直結)	徒歩約1分
	丸ノ内線 東京駅より(地下直結)	徒歩約4分
	東西線 大手町駅より(地下直結)	徒歩約4分
	東西線・銀座線 日本橋駅より	徒歩約4分
	半蔵門線 三越前駅より	徒歩約5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。